

国立研究開発法人国立環境研究所倫理規程

平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 14 号

平成 19 年 4 月 1 日 一部改正

平成 19 年 5 月 1 日 一部改正

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）、職員、任期付職員及び契約職員（以下「役職員等」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって研究所の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「事業者等」とは法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 事業者等の利益のためにする行為を行う場合における当該事業者等の役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 この規程において、「利害関係者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 役職員等が職務として携わる、売買、賃借、請負その他の契約に関する事務において、これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申し込みをしている事業者等及びこれらの契約の申し込みをしようとしていることが明らかである事業者等

二 役職員等が職務として携わる、許認可等をする事務において、当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされるものを除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

三 役職員等が職務として携わる、不利益処分をする事務において、当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

4 役職員等に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該役職員等の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該役職に係る他の役職員等の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して 3 年間（当該期間内に、

当該利害関係者であった者が当該職に係る他の役職員等の利害関係者でなくなったときは、その日までの間は、当該異動があった役職員等の利害関係者であるものとみなす。

- 5 他の役職員等の利害関係者が、役職員等をしてその職に基づく影響力を当該他の役職員等に行使させることにより自己の利益を図るためその役職員等と接触していることが明らかでない場合には、当該他の役職員等の利害関係者は、その役職員等の利害関係者であるものとみなす。

(倫理行動基準)

第3条 役職員等は、研究所の役職員等としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 役職員等は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取り扱いをする等不当な差別的取り扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行にあたらなければならないこと。
- 二 役職員等は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 役職員等は、法令及び研究所の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 役職員等は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 役職員等は、勤務時間外においても、自らの行動が研究所の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為)

第4条 役職員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもので又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭販売有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

- 六 利害関係者から供応接待を受けること。
 - 七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - 八 利害関係者と共に旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。
 - 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、役職員等は、次に掲げる行為を行うことができる。
- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - 二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
 - 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、役職員等（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該役職員等は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 役職員等は、私的な関係（役職員等としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

- 2 役職員等は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、第 17 条に規定する倫理監督者（以下「倫理監督者」という。）に相談し、その指示に従うものとする。
- 3 第 1 項の「役職員等としての身分」には、役職員等が、理事長の要請に応じ特別職国家公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条第 2 項に規定する特別職国家公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として役職員等として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として役職員等として採用された場合を含む。）における特別職国家公務員等としての身分を含むものとする。

（利害関係者以外の者との間における禁止行為）

- 第 6 条** 役職員等は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供給接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 役職員等は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

- 第 7 条** 役職員等は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。
- 一 研究所が直接支出する費用をもって作成される書籍等（環境省が支出する補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。）若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。）
 - 二 作成数の過半数を研究所において買い入れる書籍等（研究所及び環境省において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。）

（役職員等の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

- 第 8 条** 役職員等は、他の役職員等の第 4 条又は前二条の規定に違反する行為によって当該他の役職員等（第 4 条第 1 項第 9 号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 役職員等は、理事長、倫理監督者その他研究所において役職員等の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の役職員等がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第9条 役職員等は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- 一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者で利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第10条 役職員等は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平18規程第2号）第50条及び国立研究開発法人国立環境研究所任期付職員就業規則（平18規程第3号）第50条による兼業許可を得てするものは除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

- 2 倫理監督者は、利害関係者から受け取る前項の報酬に関し、役職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

(倫理監督者への相談)

第11条 役職員等は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(役職員等からの申請に対する届出又は承認)

第12条 役職員等は、第9条の規定による届出又は第10条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ届出又は承認に必要な所定の申請書を作成し、倫理監督者

に提出するものとする。

(贈与等の報告)

第 13 条 次の各号に掲げる者（以下「4 級以上の役職員等」という。）は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と役職員等の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払いを受けた時において 4 級以上の役職員等であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき 5 千円を超える場合に限る。）は、別に定める様式による贈与等報告書を、理事長に提出しなければならない。

一 役員（非常勤の役員を除く）

二 国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程（平 18 規程第 10 号）の別表第 1 職員俸給表において 4 級以上の俸給を支給されている職員

三 任期付職員のうち、招へい型任期付研究員及び特定業務任期付職員

2 贈与等報告書は、贈与等を受けた四半期（1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの各区分による期間をいう。）の翌四半期の初日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

(報酬)

第 14 条 前条で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員等の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

(報告書の保存及び閲覧)

第 15 条 倫理監督者は、第 13 条の規定により提出された贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存する。

2 前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が 1 件につき 2 万円を超える部分に限る。）は、原則として何人にも閲覧させることができるものとする。

3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

4 贈与等報告書の閲覧は、倫理監督者が指定する場所で行うものとする。

(理事長の責務)

第16条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 贈与等報告書の受理、審査及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の役職員等の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 二 役職員等がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- 三 役職員等がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知したことを理由として、当該役職員等が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- 四 研修その他の施策により、役職員等の倫理感の醸成及び保持に努めること。

(倫理監督者)

第17条 役職員等の職務に係る倫理の保持を図るため、研究所に倫理監督者1名を置く。

- 2 倫理監督者は、理事(企画・総務担当)をもって充てる。
- 3 倫理監督者に事故のあるとき、又は倫理監督者が欠けたときは、倫理監督者があらかじめ指名する者が、第18条各号に掲げる職務を代行する。

(倫理監督者の責務)

第18条 倫理監督者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 役職員等からの第5条第2項又は第11条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- 二 役職員等が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員等の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 理事長を助け、役職員等の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 四 この規程に違反する行為があった場合にその旨を理事長に報告すること。

(倫理相談員)

第19条 倫理監督者は、役職員等の中から自らを補佐する倫理相談員を指名することができるものとする。

- 2 倫理相談員は、役職員等からのこの規程の運用に関する相談(利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすることに係る届出又は講演等に係る承認の申請に先立つ相談を含む。)を受けること及び指示を行うものとする。この場合において、相談を受けた倫理相談員は、倫理監督者と協議しつつ対応するものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、役職員等の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。